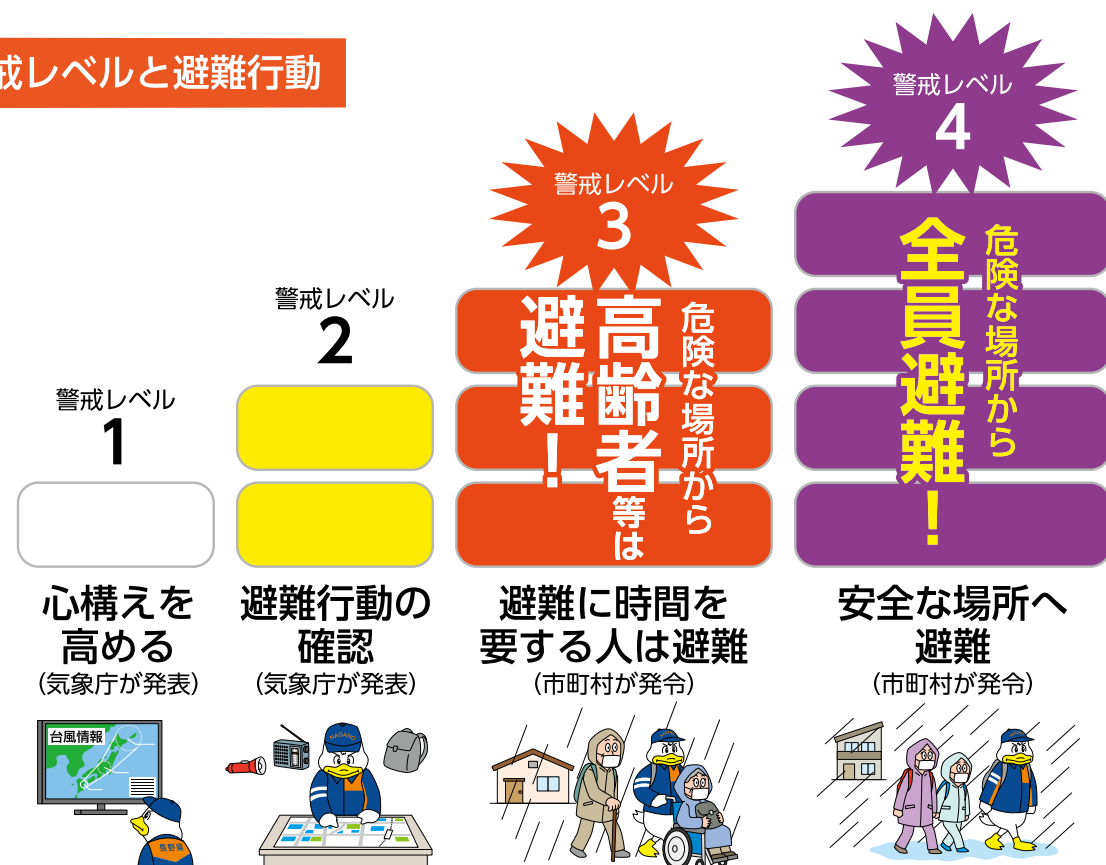


2 風水害時の避難で、注意すべきことは？

警戒レベルと避難行動



避難とは難を避けること、つまり安全を確保することです。
安全な場所にいる人は、避難場所に行く必要はありません。

警戒レベル3は、高齢者だけの情報ではありません。

- 「高齢者等」は、障がいのある人や避難を支援する人も含んでいます。
- さらに、高齢者以外の人も必要に応じ、普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングです。
- 警戒レベル3は、立退き避難に必要な時間や日没時間を考慮して発令される情報で、このタイミングで危険な場所から避難する必要があります。

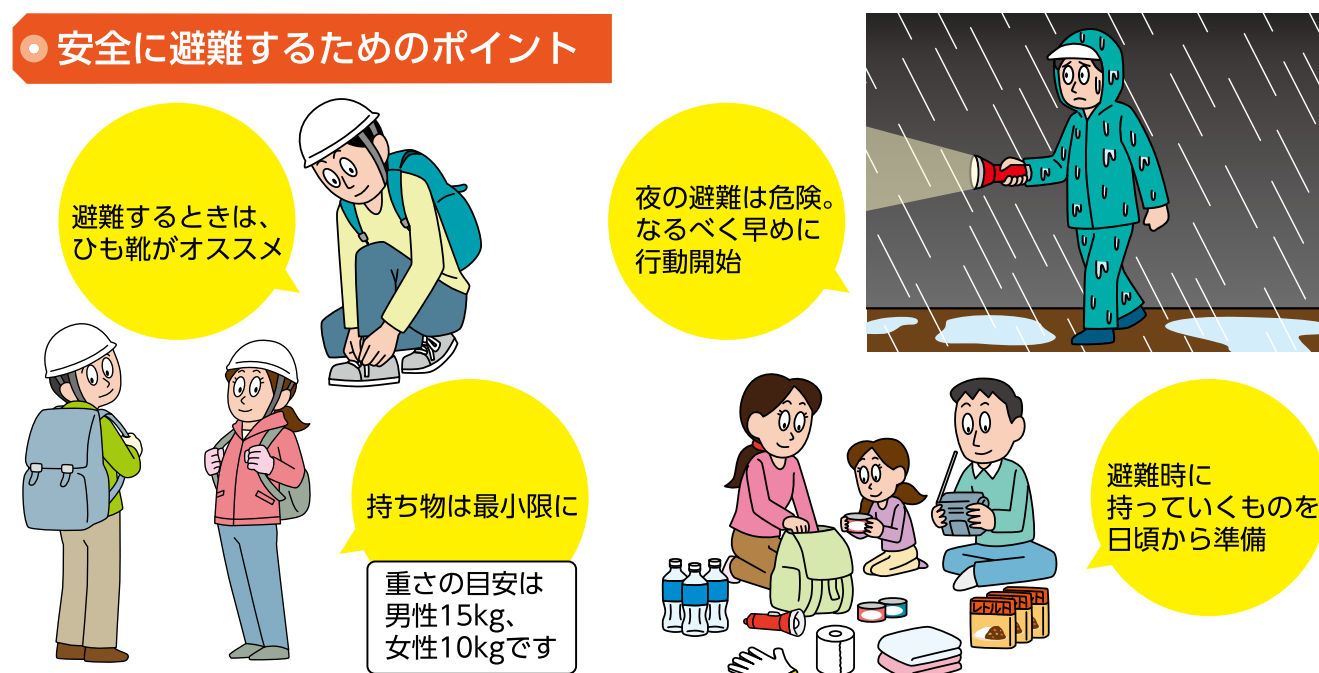
危険な場所から警戒レベル4で「全員避難」です。

- 警戒レベル4は、全員が危険な場所から避難するタイミングです。
- とるべき避難行動は「立退き避難」を基本とし、洪水に対してはハザードマップなどにより、屋内で安全を確保できるか確認したうえで、居住者自らの判断で「屋内安全確保」することも可能です。

警戒レベル5は、すでに災害が発生・切迫している状況です。

- 警戒レベル5は、すでに安全な避難ができず、命が危険な状況です。
- 警戒レベル5の発令を待ってはいけません。
- 警戒レベル5は、市町村が災害の発生・切迫を把握できた場合に発令される情報であり、必ず発令される情報ではありません。

安全に避難するためのポイント



避難場所と避難所の違い

東日本大震災では、災害ごとに避難場所が指定されていなかったこともあり、発災直後に避難場所に逃げたものの、その施設に津波が襲来したというケースがありました。
こうした教訓を踏まえて、「指定緊急避難場所」と「指定避難所」を区分して指定することとなりました。

指定緊急避難場所 	災害による危険が切迫した状況において、生命の安全を確保することを目的とした、緊急に避難する際の避難先です。 指定緊急避難場所は、地震、洪水、土砂災害などの種類ごとに指定されています。 ハザードマップ等で用いられる各種災害のピクトグラム（図記号） 地震 洪水・内水氾濫 土石流 がけ崩れ・地すべり 大規模な火事
指定避難所 	災害の危険があり又は自宅が被災した人や、災害により帰宅が困難となった人が一時的に滞在することを目的とした施設です。

※ 指定緊急避難場所と指定避難所を兼ねている施設もあります。

防災ダックのまとめ

指定緊急避難場所には、「地震のときは使用できるが、洪水や土砂災害のときは使用できない」など、災害の種類によっては避難することができない施設もある。
だから、「地震のときは〇〇小学校、洪水のときは□□公民館、土砂災害のときは△△体育館」というように、状況に応じて避難する場所が変わることがあり得るんだ。
もう一度、ハザードマップを見直して、災害ごとの安全な避難先を確認しておこう。

